

政策研究ネットワーク山形規約

第1章 総則

1 名称

本会は、「政策研究ネットワーク山形」と称する。

2 目的

本会は、持続可能な福祉社会の構築を目指して、地域再生に資すること、さらに、次世代の地域リーダーの育成に資することを目的として、政策研究活動を行う。

3 活動内容

本会は、上記の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 定期的な政策研究会の開催
- (2) 必要に応じた政策提言
- (3) ローカル・マニフェストの評価と検証

第2章 会員

4 会員

会員は、本会の目的に賛同し、研究活動の実行に取り組むことができる者とする。

5 入会

本会に入会しようとする者は、所定の入会手続きに従う。

6 退会

会員は、その旨を申し出ることにより、任意に本会を退会することができる。

7 除名

会員が本会の名誉を傷つけ、あるいは目的に反する行為を行った場合には、所定の手続きに従い除名することができる。ただし、弁明の機会が与えられなければならない。

8 会費

会員は、年 3,000 円とする。

第3章 役員

9 代表

- (1) 本会に代表を置き、任期を1年とする。ただし、再任を妨げない。副代表を置くことができる。
- (2) 代表、副代表は運営委員の中から、総会において選出する。
- (3) 代表、副代表は、総会および運営委員会の議長となる。

10 運営委員会

- (1) 運営委員会は、委員を総会で選任し、任期を1年とする。ただし、再任を妨げない。
- (2) 運営委員会の委員数は若干名とする。
- (3) 運営委員会は研究会の企画・立案を行う。
- (4) 本会の運営において必要な事項は、運営委員会において定める。

第4章 総会

11 総会

総会は、毎年1回開催する。総会の招集は、代表が行う。

12 総会は、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 活動計画及び収支予算
- (2) 活動報告及び収支決算
- (3) 規約の変更
- (4) その他本会に関する重要な事項

第5章 研究会及び部会

13 研究会

本会における研究会は、自由な討論を原則とするが、討議のルールは遵守されなければならない。

14 部会

本会において、政策研究のための部会を必要に応じて設置する。

第6章 事務局

15 事務局

- (1) 本会に事務局を置き、運営委員のなかから1名を事務局長として選任する。
- (2) 事務局長の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第7章 会計年度

16 会計年度

本会における会計年度は、毎年4月1日より翌年の3月31日までとする。

附則

この規約は、2010年4月1日から施行する。